

署名のお願い

犬や猫などペットの悲惨な虐待、遺棄、殺処分をなくすために、
動物愛護法を改正するお願いの署名です。ぜひご協力ください。

エンジン01文化戦略会議動物愛護委員会

委員長 湯川れい子

委員 浅葉克己/荒木とよひさ/安藤和津/安藤優子/泉田裕彦/磯田道史/犬養裕美子/奥田瑛二/蟹瀬誠一/蟹瀬令子/
金恵京/木村晋介/小六禮次郎/今野由梨/三枝成彰/白石一文/東海林良/神野美伽/鈴木久泰/多田宏行/
田中英成/谷川彰英/西川りゅうじん/倍賞千恵子/橋村奉臣/蜂谷宗苾/波頭 亮/林真理子/布袋寅泰/堀 絃一/
眞鍋圭子/村上典吏子/山田宏巳/山田美保子/ロッド・マイヨール/わたせせいぞう/和田裕美

動物愛護法に、繁殖業者(ブリーダー)や生体小売業を営むペットショップなど
第一種動物取扱業者(販売)に対し、以下の4つの条件を満たす事を規定し、
罰則を伴った許可制を取り入れることを、環境省に強く要望します。

- 1) 生後8週(56日)を過ぎるまで、親犬(猫)や兄弟犬(猫)たちと引き離して販売しない。
一度飼い始めた犬や猫を、最期まで飼い続けることができるためには、飼い主や他の人間、他の犬猫との良好な関係が築ける事が大切です。そのためには、生後8週間は親や兄弟などがある生まれた環境から引き離さない事が重要といわれています。
- 2) 母体保護のため、生涯に「何度の出産まで」という制限を設ける。
販売するための仔犬(仔猫)を産み続けさせられた結果、歯や体毛が抜け、骨がボロボロになるなど、母体に過度の負担を掛ける業者が存在します。
- 3) 飼育環境の水準を向上させる一定の条件を規定する。
母犬(猫)による繁殖などが狭いケージのなかで行われている等、劣悪な飼育環境で事業を営む業者が存在します。ケージの大きさや設置場所、運動場の広さなどについて、動物愛護法または環境省令で一定の条件を規定し、環境水準を向上させる必要があります。
- 4) 移動店舗による販売を法令で規制する。
仔犬、仔猫を店舗以外の場所まで運び、イベント会場や縁日、公園などの場で販売することは、動物にとっての健康上のリスクが生じます。また、適切な説明がなされないままの衝動買いを誘発する事となり、一生飼いとげる覚悟での出会いの場としては不適切です。

以上のような事を規制する法令がないために、犬や猫などペットが悲惨な目に遭う事件が日本のあちこちで起きています。人間が、また人間の子どもが、安心して笑顔で暮らせるのは、小さな動物たちの命に優しく、責任を持って養育する社会です。2020年の東京オリンピック開催時までには、先進国として国際社会に恥ずかしくない日本を目指してゆきたいものです。